



精神障がい者の社会復帰を促進し、自立と社会参加の促進を図るために、精神障がい者の保健福祉の枠組みをつくり、各種の施策を講じやすくするために交付します。

対象者

精神疾患を有する者（知的障がいを除く）のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活や社会生活への制約がある方

内容

- 通院医療費の公費負担申請に係る事務手続きの一部省略化
- 所得税や住民税の障がい者控除等の税制の優遇措置
- 生活保護の障がい者加算

申請に必要な物

- 申請書
- 顔写真
- 印鑑
- 医師の診断書または障害年金証書
- マイナンバーカードまたは個人番号通知カード
- 申請者の本人確認ができるもの

問い合わせ先

保健福祉課 福祉係 電話 77-8381
1階6番窓口

住まい・環境



居住者がおらず、十分な管理がされていない家屋を取り壊す方に、費用の一部を助成します。
※広報4月号において、空家等撤去促進事業のご案内をしています。

助成内容

工事金額の2分の1以内とし、50万円が上限

申請

事前に申し込みが必要

助成対象

所有者

▶町内在住の有無を問いません。所有者が代理の方に申請を依頼する場合は、委任状等の書類が必要となります。

家屋

▶3年以上使用していない、または今後使用する見込みのない家屋。
▶町内にある住宅（店舗との併用住宅を含む）とそれに附属する物置などの附属家のみ。工場や倉庫は、該当となりません。

事業

▶津別町内の建設業者が取り壊しを行う場合のみ。町外の業者が請け負うものは、対象外。

工事金額

▶工事金額が50万円を超えるもの。

問い合わせ先

建設課 住宅係 電話 77-8390
2階20番窓口



町内にある空き家等(空き家、空き地、空き店舗、空き事業所)の有効利用を支援します。

※「津別町空き家バンク」への空き家等の登録を希望される方、登録空き家等利用を希望される方は「空家等情報登録制度」への登録が必要です。

対象者

空家等の登録を希望される方

賃貸もしくは売買ができる状態の空き家等の登録を希望する方

空き家バンクの空き家等の利用を希望される方

▶空き家等に定住、または空き家等を利用し、地域活

性化に寄与しようとする方(移住や就農、農村回帰等の方を含む)

▶住み替えにより住環境の改善を図ろうとする方

支援内容

●空き家等の情報を「空き家バンク」に掲載 <https://tsubetsu-estate.com/>

●空き家等の賃貸・売買のニーズのマッチング支援

申込に必要なもの

登録希望者：空家等情報登録申込書

利用希望者：空家等利用希望者情報登録申込書
誓約書

申請時期

随時(賃貸・売買等で登録内容に変更が生じた場合は、別途変更手続きが必要です)

その他

申込書の作成や空き家バンクの利用に関する相談は「北海道つべつまちづくり株式会社 移住・定住サポートデスク」で行っています。
電話 77-6081

問い合わせ先

住民企画課 企画係 電話 77-8374
1階14番窓口



利用されていない空き家を有効活用するため、空き家を改修する方に費用の一部を助成します。

※広報4月号において、空家活用促進事業のご案内をしています。

対象

対象となる所有者

▶空き家の改修工事を賃貸の目的で行う所有者、または管理者(町内在住の有無を問いません)

▶所有者の許可を受けて自身の居住を目的に改修工事をを行う空き家の賃借人

対象となる事業

▶津別町内の建設業者、または申請者が行う改修工事で、補助金申請前に着工していない工事(町外の業者が請け負うものは対象外)

▶住宅の安全性、耐久性および居住性を維持させるための修繕や改修工事

▶津別町空家等情報登録制度に基づき登録済みの空き家を改修する工事

助成内容

●工事金額の2分の1以内とし、50万円が上限

申請

事前に申し込みが必要

問い合わせ先

建設課 住宅係 電話 77-8390
2階20番窓口



住宅を改修される方に奨励金を交付します。

※広報4月号において、住宅改修奨励事業のご案内をしています。

対象

対象となる所有者

▶ 建築後10年以上経過した住宅の所有者が行う改修工事で、改修後10年以上の定住を確約される方

対象となる工事

- ▶ 町内建設業者が請け負う改修工事で、奨励金交付決定前に着工していない工事
- ▶ 改修に要する費用が50万円(消費税等含む)以上の工事
- ▶ 住宅の増改築、住宅の耐久性を高める改修工事、塗装、補強、住宅の居住性を高める改修工事、環境負荷低減に資する改修工事など

支援内容

- 奨励金の額は、改修費用の20%で、50万円が上限
 - 奨励金のうち10%は、津別町商工会会員の取扱店で利用できる商品券で交付
- ※予算を超えた場合は、抽選となる場合があります。

申請

事前の申込みが必要。その後申請書類を提出

問い合わせ先

建設課 住宅係 電話 77-8390
2階20番窓口



中古住宅を購入される方に奨励金を交付します。

※広報4月号において、中古住宅購入奨励事業のご案内をしています。

対象者

- 建物の固定資産税課税標準額100万円以上の中古住宅を購入される方(課税標準額は、固定資産税の納付書に記載されています)
- 申請後10年以上の定住を確約される方

申請時期

- 売買後1年以内に申請が必要

支援内容

建物の固定資産税課税標準額

100万円以上150万円未満…奨励金の額20万円

建物の固定資産税課税標準額

150万円以上…奨励金の額30万円

- 奨励金のうち10%は、津別町商工会会員の取扱店で利用できる商品券で交付

問い合わせ先

建設課 住宅係 電話 77-8390
2階20番窓口



住宅を新築される方に奨励金を交付します。

※広報4月号において、住宅新築奨励事業のご案内をしています。

対象者

町内に住所がある方、または今後町内に転入しようとする方で、自らが住む住宅を新築し、10年以上の定住を確約される方

申請時期

- 工事着手前に申請書類の提出が必要

問い合わせ先



建設課 住宅係 電話 77-8390
2階20番窓口

支援内容

基本要件100万円

(床面積80㎡以上、断熱等性能等級4を満たす住宅)

加算要件

- ①30万円……申請時に同居する中学生以下の子どもがいる場合
 - ②60万円……町内建設業者に発注した場合
 - ③20万円……北海道内の森林から産出され、町内で生産または製品化された木材(地域材)の使用量10㎡以上を利用した場合
 - ④1㎡当たり3万円
上限40万円……北海道内で森林管理認証された木材の使用量1㎡以上の利用でC o C認証を取得した業者が施工した場合(加算要件③との併用可。使用量については小数点以下切捨て)
- 奨励金合計額のうち10%(上限10万円)は、津別町商工会会員の取扱店で利用できる商品券で交付

町営住宅の入居者で特別な事情により家賃の支払が困難な場合に減免または徴収を猶予します。

対象者

- 入居者または同居者の収入が著しく低額であるとき
- 入居者または同居者が病気にかかったとき
- 入居者または同居者が災害により著しい損害を受けたとき

支援内容

- 家賃の減免または徴収の猶予

申請に必要な物

- 所定の申請書
- 印鑑

問い合わせ先



建設課 住宅係 電話 77-8390
2階20番窓口

90

介護保険住宅改修支援事業

住宅改修理由書の作成に対して、支払う事務手数料の支援を行います。

対象者

- 居宅介護支援または介護予防支援の提供を受けていない要介護者
- 要支援者で住宅改修を行う者に対し、住宅改修理由書を作成する方

支援内容

- 手数料の支給を請求できる者は、対象者から依頼を受けた居宅介護支援事業所
- 事務手数料の額は、1件につき2,000円(消費税込)

申請に必要な物

- 理由書作成手数料請求書

問い合わせ先

保健福祉課 介護保険係 電話 77-8382
1階5番窓口

91

ボランティアごみについて

清掃ボランティアを支援します。

対象者

自治会、学校、子ども会、会社等ボランティアで、道路などのごみ拾いを行う方

申請

事前に役場で申請

支援内容

ボランティアごみ袋を配付します。
(役場で申請を行う際に、ごみを自己搬入するか、役場衛生担当による収集を希望するかなどについて確認します。各地域のごみステーションには、出さないでください)
※直接最終処分場へ自己搬入される方は、日時を調整のうえ、無償で受け入れすることができます。

問い合わせ先

住民企画課 住民環境係 電話 77-8377
1階12番窓口

町ホームページ「ごみ検索機能」について

町ホームページから「家庭ごみの出し方(ごみの分別方法)」、「地区別収集日」を検索することができます。ご活用ください。

https://www.town.tsubetsu.hokkaido.jp/benri/gomi_search/index.html



小型電子・電気機器の回収について

家庭で不要になった小型電子・電気機器がありましたら、役場1階正面入口から入って右側奥に設置してありますので、回収ボックスにお持ち込みください(持込料金は無料です)。

〔回収に伴う注意点〕

- 縦30cm×横30cmの投入口に入るものです。 ● 袋や箱は入れないでください。
- 個人情報が含まれるものはあらかじめ消去してください。

簡易水道給水区域以外の地区（水道未給水地区）で飲用水として井戸水、沢水、湧水などを使用されている世帯を対象に、水質検査費用および浄水器購入設置費用、井戸の掘削等の費用の一部または全部を助成します。 ※補助期間：令和7年3月31日まで

対象者

- 簡易水道給水区域以外の地域で町内に居住する世帯
- 飲用水が水質基準に適合しない場合または生活用水が不足していると認められる世帯
- 給水区域内であるが、配水管の布設状況から水道の利用が難しいと認められる世帯

申請に必要な物

- 所定の申請書

申請

- 事前申し込みが必要

問い合わせ先

建設課 水道係 電話 77-8389
2階21番窓口

補助内容

種類	内容	補助率	金額	摘要
水質検査	水質検査費用	100%	12,900円程度	①平成31年4月1日以降 1水源につき1回 ②検査項目は、一般検査10項目 ③検査機関：北見保健所
水質改善	浄水器等購入 設置費用	50%	20万円限度	①水質検査の結果、基準を超えていること ②水質基準の超過項目を除去できる性能があること ③1世帯に1台。ただし、2世帯でも厨房が1箇所の場合は、1世帯として取り扱う。
	井戸掘削等費用	50%	100万円限度	①水質検査の結果、基準を超えているか、浄水器を使用しても基準を超える場合 ②水量が不足し新たな水源が必要と認められる場合 ③1世帯につき1基 ④共同で行う場合も可能